

No. 5

令和 6 年（1 2 月）

第 4 回定例会議案

熊谷市

目 次

議案番号	議案名	所管課	頁
第 9 8 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 6 年度熊谷市一般会計補正予算 (第 3 号))	財 政 課	1
第 1 0 4 号	熊谷市公告式条例の一部を改正する条例	庶 務 課	1 2
第 1 0 5 号	熊谷市公民館条例及び熊谷市公民館使用条例の一部 を改正する条例	中 央 公 民 館	1 4
第 1 0 6 号	熊谷市立体育施設条例の一部を改正する条例	ス ポ ー ツ タウン推進課	1 5
第 1 0 7 号	熊谷市農業活性化センター条例の一部を改正する条 例	農 業 政 策 課	1 6
第 1 0 8 号	熊谷市農業集落排水施設条例等の一部を改正する条 例	経 営 課	1 7
第 1 0 9 号	熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例	保 育 課	1 9
第 1 1 0 号	熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	保 険 年 金 課	2 0
第 1 1 1 号	熊谷市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調 整に関する条例の一部を改正する条例	建 築 審 査 課	2 2
第 1 1 2 号	熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例の一 部を改正する条例	企 業 活 動 支 援 課	2 3
第 1 1 3 号	熊谷市水道事業の布設工事監督者を配置する工事等 を定める条例の一部を改正する条例	水 道 課	2 7
第 1 1 4 号	熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正す る条例	デ ジ タ ル 推 進 課	3 1
第 1 1 5 号	熊谷市駐車場事業特別会計条例を廃止する条例	商 業 観 光 課	3 4
第 1 1 6 号	工事請負契約の締結について (準用河川新星川改修工事)	河 川 課 (契 約 課)	3 5
第 1 1 7 号	工事請負契約の締結についての変更について (熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業建設工事)	こ ど も 課	3 6
第 1 1 8 号	工事請負契約の締結についての変更について (熊谷市立玉井小学校教室棟中校舎改修建築工事)	教 育 総 務 課 (契 約 課)	3 7
第 1 1 9 号	公の施設の指定管理者の指定について (熊谷市立市民体育館等)	ス ポ ー ツ タウン推進課	3 8

第 1 2 0 号	公の施設の指定管理者の指定について (熊谷市立コミュニティセンター)	市 民 活 動 推 進 課	3 9
第 1 2 1 号	公の施設の指定管理者の指定について (熊谷市市民活動支援センター)	市 民 活 動 推 進 課	4 0
第 1 2 2 号	公の施設の指定管理者の指定について (中央公園等)	公 園 緑 地 課	4 1
第 1 2 3 号	公の施設の指定管理者の指定について (熊谷市妻沼勤労福祉会館)	妻 沼 行 政 セ ン タ ー	4 3
第 1 2 4 号	公の施設の指定管理者の指定について (熊谷文化創造館等)	社 会 教 育 課	4 4
第 1 2 5 号	公の施設の指定管理者の指定について (熊谷市スポーツ・文化村)	社 会 教 育 課	4 5
第 1 2 6 号	市道路線の廃止について	管 理 課	4 6

議案第 98 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 6 年度熊谷市一般会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

熊谷市長 小林 哲也

専決処分書

令和 6 年度熊谷市一般会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 1 0 月 7 日

熊谷市長 小 林 哲 也

令和 6 年度熊谷市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度熊谷市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 4 , 4 5 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 6 , 3 5 2 , 8 1 6 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 0 月 7 日

埼玉県熊谷市長 小 林 哲 也

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		単位 千円		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
16 県支出金		5,522,845	84,441	5,607,286
	3 委託金	326,376	84,441	410,817
20 繰越金		1,355,646	18	1,355,664
	1 繰越金	1,355,646	18	1,355,664
歳 入 合 計		76,268,357	84,459	76,352,816

歳 出		単位 千円		
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		6,962,258	84,459	7,046,717
	4 選挙費	60,637	84,459	145,096
歳 出 合 計		76,268,357	84,459	76,352,816

総 括

1 総 括			
歳 入 歳 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書			
(歳 入)		単位 千円	
款		補正前の額	補正額
16	県支出金	5, 522, 845	84, 441
20	繰越金	1, 355, 646	18
歳 入 合 計		76, 268, 357	84, 459
			76, 352, 816

総 括

総括

(歳出)				単位 千円			
款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	6,962,258	84,459	7,046,717	84,441	0	0	18
歳出合計	76,268,357	84,459	76,352,816	84,441	0	0	18

総括

第16款 県支出金

2 歳 入						
第 16款 県支出金		84,441				
第 3項 委託金		84,441				
単位 千円						
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費委託金	321,512	84,441	405,953	2 選挙費委託金	84,441	衆議院議員総選挙及び国民審査費委託金 (定額) 84,441
計	326,376	84,441	410,817			

第16款 県支出金

第20款 繰越金

第 20款 繰越金 18						
第 1項 繰越金 18						単位 千円
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰越金	1, 355, 646	18	1, 355, 664	1 繰越金	18	前年度繰越金 18
計	1, 355, 646	18	1, 355, 664			

第20款 繰越金

第 2款 総務費 第 4項 選挙費

3 歳 出										
第 2款 総務費		84,459								
第 4項 選挙費		84,459								
単位 千円										
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事 業 名	節 区 分	説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3 衆議院議員総選挙及び国民審査費	0	84,459	84,459	84,441	0	0	18	○ 人件費	1 報酬	会計年度補助職員報酬 2,412
									8 旅費	費用弁償 40
								○ 衆議院議員総選挙及び国民審査事業	1 報酬	報酬 7,304
									3 職員手当等	時間外勤務手当 28,155
									7 報償費	報償金 159
									8 旅費	費用弁償 45
										一般旅費 22
									10 需用費	消耗品費 2,000
										印刷費 685
										燃料費 164
										自動車燃料費 54
										食糧費 778
										器具修繕料 1,623
								11 役務費	郵便料 8,367	
									情報通信費 179	
									手数料 212	
								12 委託料	委託料 30,150	
									保守委託料 27	

第 2款 総務費 第 4項 選挙費

第 2款 総務費 第 4項 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業名	節区分	説明
				特定財源			一般財源			
				国県支出金	地方債	その他				
									13 使用料及び賃借料	使用料 324 借上料 542 自動車その他借上料 1,178
									17 備品購入費	器具購入費 39
計	60,637	84,459	145,096	84,441	0	0	18			

第 2款 総務費 第 4項 選挙費

議案第 1 0 4 号

熊谷市公告式条例の一部を改正する条例

熊谷市公告式条例（平成 1 7 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「別表に定める掲示場」を「市のホームページに設置した電子掲示場」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他特別の事由により電子掲示場に掲示することができないときは、別表に定める掲示場に掲示してこれを行うことができる。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（熊谷市行政手続条例の一部改正）

2 熊谷市行政手続条例（平成 1 7 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 3 項中「当該行政庁の事務所の掲示板」を「熊谷市公告式条例（平成 1 7 年条例第 3 号）第 2 条第 2 項本文に規定する電子掲示場」に改める。

（熊谷市職員退職手当条例の一部改正）

3 熊谷市職員退職手当条例（平成 1 7 年条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 3 項中「第 2 条第 2 項に規定する掲示場」を「第 2 条第 2 項本文に規定する電子掲示場」に改める。

(熊谷市税条例の一部改正)

- 4 熊谷市税条例（平成17年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第18条中「第2条第2項に規定する掲示場」を「第2条第2項本文に規定する電子掲示場」に改める。

(熊谷市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

- 5 熊谷市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「第2条第2項に規定する掲示場」を「第2条第2項本文に規定する電子掲示場」に改める。

(熊谷市屋外広告物条例の一部改正)

- 6 熊谷市屋外広告物条例（平成30年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項第1号中「第2条第2項に規定する掲示場」を「第2条第2項本文に規定する電子掲示場」に改める。

令和6年11月29日提出

熊谷市長 小林 哲 也

提案説明

条例の公布等の公告式を市のホームページに設置した電子掲示場に掲示する方法によることとしたいので、この案を提出するものであります。

議案第 105 号

熊谷市公民館条例及び熊谷市公民館使用条例の一部を改正する
条例

(熊谷市公民館条例の一部改正)

第 1 条 熊谷市公民館条例（平成 17 年条例第 103 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

--

」下奈良 609 番地 6

--

」を「

--

」中奈良 897 番地

--

」に改める。

(熊谷市公民館使用条例の一部改正)

第 2 条 熊谷市公民館使用条例（平成 17 年条例第 104 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、熊谷市中条公民館、熊谷市奈良公民館」を削る。

別表の 1 熊谷東公民館等の表中奈良公民館の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

熊谷市長 小林 哲 也

提案説明

熊谷市奈良公民館の位置を変更するとともに、同公民館の使用料を廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第 1 0 6 号

熊谷市立体育施設条例の一部を改正する条例

熊谷市立体育施設条例（平成 1 7 年条例第 1 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

熊谷市立星宮体育館	熊谷市池上 7 3 3 番地 2
-----------	------------------

別表第 2 中「熊谷市立別府体育館」の次に「及び熊谷市立星宮体育館」を加え、同表中備考 3 を備考 4 とし、備考 2 を備考 3 とし、備考 1 の次に次のように加える。

- 2 熊谷市立星宮体育館を利用する場合（入場料又はこれに類する料金を徴収しないものに限る。）で、半面を利用するときは、規定の利用料金の半額を徴収する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

新たに熊谷市立星宮体育館を設置したいので、この案を提出するものであります。

議案第 107 号

熊谷市農業活性化センター条例の一部を改正する条例

熊谷市農業活性化センター条例（平成 17 年条例第 181 号）の一部を次のように改正する。

別表中「情報処理室」を「会議室 1」に、	「		情報管理室	活 市
			土壌検査室	
性化センターの維持管理費の 9.8 パーセント以内で 長が定める額			を「	
			会議室 2	
			」	
	3 3 0 円	3 9 0 円	5 6 0 円	

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 6 年 11 月 29 日提出

熊谷市長 小林 哲也

提案説明

熊谷市農業活性化センター会議室の使用料の額を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第 108 号

熊谷市農業集落排水施設条例等の一部を改正する条例

(熊谷市農業集落排水施設条例の一部改正)

第 1 条 熊谷市農業集落排水施設条例（平成 17 年条例第 189 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 4 項中「集金」を「地方自治法第 231 条の 2 の 3 第 1 項の指定納付受託者による納付」に改める。

(熊谷市下水道条例の一部改正)

第 2 条 熊谷市下水道条例（平成 17 年条例第 217 号）の一部を次のように改正する。

第 46 条第 2 項中「又は口座振替」を「、口座振替又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の指定納付受託者による納付」に改める。

(熊谷市水道事業給水条例の一部改正)

第 3 条 熊谷市水道事業給水条例（平成 17 年条例第 225 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条中「口座振替又は、納入通知書」を「納入通知書、口座振替又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の指定納付受託者による納付」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(熊谷市農業集落排水施設条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の熊谷市農業集落排水施設条例第 12 条第 4 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に確定する使用料から適用し、施行日前までに確定する使用料については、なお従前の例による。

(熊谷市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の熊谷市下水道条例第46条第2項の規定は、施行日以後に確定する使用料から適用し、施行日前までに確定する使用料については、なお従前の例による。

(熊谷市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第3条の規定による改正後の熊谷市水道事業給水条例第30条の規定は、施行日以後に確定する水道料金から適用し、施行日前までに確定する水道料金については、なお従前の例による。

令和6年11月29日提出

熊谷市長 小林 哲 也

提案説明

農業集落排水施設に係る使用料等の納付に関する事務を指定納付受託者に行わせることができるようにしたいので、この案を提出するものであります。

議案第 1 0 9 号

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

熊谷市立児童クラブ条例（平成 1 8 年条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

熊谷市立第 2 江南北児童クラブ	熊谷市三本 3 5 9 番地
------------------	----------------

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷市立第 2 江南北児童クラブを新設したいので、この案を提出するものであります。

議案第 1 1 0 号

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

熊谷市国民健康保険税条例（平成 1 8 年条例第 1 7 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「2 2 万円」を「2 4 万円」に改める。

第 3 条第 1 項中「1 0 0 分の 6 . 9 2」を「1 0 0 分の 7 . 0 4」に改める。

第 5 条中「3 1 , 5 0 0 円」を「3 5 , 5 0 0 円」に改める。

第 6 条中「1 0 0 分の 2 . 3 2」を「1 0 0 分の 2 . 4 8」に改める。

第 7 条中「1 3 , 5 0 0 円」を「1 4 , 5 0 0 円」に改める。

第 8 条中「1 0 0 分の 1 . 8 6」を「1 0 0 分の 2 . 0 2」に改める。

第 9 条中「1 3 , 5 0 0 円」を「1 4 , 5 0 0 円」に改める。

第 2 2 条第 1 項中「2 2 万円」を「2 4 万円」に改め、同項第 1 号ア中「2 2 , 0 5 0 円」を「2 4 , 8 5 0 円」に改め、同号イ及びウ中「9 , 4 5 0 円」を「1 0 , 1 5 0 円」に改め、同項第 2 号ア中「1 5 , 7 5 0 円」を「1 7 , 7 5 0 円」に改め、同号イ及びウ中「6 , 7 5 0 円」を「7 , 2 5 0 円」に改め、同項第 3 号ア中「6 , 3 0 0 円」を「7 , 1 0 0 円」に改め、同号イ及びウ中「2 , 7 0 0 円」を「2 , 9 0 0 円」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「4 , 7 2 5 円」を「5 , 3 2 5 円」に改め、同号イ中「7 , 8 7 5 円」を「8 , 8 7 5 円」に改め、同号ウ中「1 2 , 6 0 0 円」を「1 4 , 2 0 0 円」に改め、同号エ中「1 5 , 7 5 0 円」を「1 7 , 7 5 0 円」に改め、同項第 2 号ア中「2 , 0 2 5 円」を「2 , 1 7 5 円」に改め、同号イ中「3 , 3 7 5 円」を「3 , 6 2 5 円」に改め、同号ウ中「5 , 4 0 0 円」を「5 , 8 0 0 円」に改め、同号エ中「6 , 7 5 0 円」を「7 , 2 5 0 円」に

改める。

附則第5項中「令和8年3月31日」を「高齢者の医療の確保に関する法律附則第2条に規定する政令で定める日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の熊谷市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和6年11月29日提出

熊谷市長 小林 哲 也

提案説明

国民健康保険税の賦課限度額を見直すとともに、基礎課税額等に係る税率の改定及び減額措置に関する規定の整備等を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第 1 1 1 号

熊谷市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する
条例の一部を改正する条例

熊谷市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例
(平成 2 1 年条例第 4 0 号) の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 2 項中「同法第 1 8 条第 2 項本文」の次に「若しくは第
4 項前段」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに建築
基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 1 8 条第 4 項前段の規定に
よる計画の通知をした者及び施行日から 3 0 日を経過する日までの
間に、同項前段の規定による計画の通知をしようとする者に係る改
正後の第 1 1 条第 2 項の規定の適用については、同項中「建築基準
法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請
又は同法第 1 8 条第 2 項本文若しくは第 4 項前段の規定による計
画の通知をしようとする日の 3 0 日前までに」とあるのは、「この条
例の施行の日以後、速やかに」とする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

「建築基準法」の一部改正に伴い、指定確認検査機関に対して計画の
通知をする者が行う住民説明に係る報告期限を定めたいので、この案
を提出するものであります。

議案第 1 1 2 号

熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例（平成 2 2 年条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号を次のように改める。

- (3) 都市機能誘導区域 都市再生特別措置法（平成 1 4 年法律第 2 2 号）第 8 1 条第 2 項第 3 号に規定する都市機能誘導区域をいう。

第 2 条に次の 1 号を加える。

- (5) 重点業種事業 規則で定める重点業種事業をいう。

第 3 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定中「中心市街地」を「都市機能誘導区域」に改め、同条第 2 項中第 5 号及び第 6 号を削り、第 7 号を第 5 号とし、第 8 号を第 6 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (7) 社宅・社員寮建設等奨励金

第 3 条第 2 項中第 9 号を第 8 号とする。

別表事業所新設等奨励金の項中「額を、」の次に「5 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円（」を、「いう。）」の次に「が重点業種事業の用に供する目的の新設等（以下「重点業種事業用新設等」という。）である場合にあっては、1 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円）を限度として、指定事業者新設等事業所」を加え、「規則で定める新エネルギーに係る環境関連企業又は地域の経済を^{けん}牽引する事業を実施する企業及び」を「指定事業者新設等事業所が重点業種事業用新設等である場合又は」に改め、「市内に」を削り、「を有する企業」を「の用に供する目的の新設等である場合」に改め、同表雇用促進奨励金の項中「1 年を経過した日において、引き続き市内に住所を有し、かつ、」の次に「雇用促進奨励金の申請の日

において」を加え、同項中「の数に500,000円（雇用期間の定めのある者）」を「のうち、雇用期間の定めのない者の数に500,000円（指定事業者新設等事業所が重点業種事業用新設等である場合）」に、「200,000円）」を「800,000円）」に、「(その額が30,000,000円を超えるときは、30,000,000円)を、1回に限り」を「と雇用期間の定めのある者の数に200,000円（指定事業者新設等事業所が重点業種事業用新設等である場合にあっては、300,000円）を乗じて得た額との合計額を、30,000,000円（指定事業者新設等事業所が重点業種事業用新設等である場合にあっては、50,000,000円）を限度として、」に

改め、同項中	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="651 902 1086 1422">新規雇用常用従業員（雇用期間の定めのない者に限る。）が、雇用された日から起算して3年を経過した日において、引き続き市内に住所を有し、かつ、継続して雇用されている場合</td><td data-bbox="1086 902 1372 1422">交付要件に該当200,000円額（その額が、000円を超える000,000円）り交付する。</td></tr> </table>	新規雇用常用従業員（雇用期間の定めのない者に限る。）が、雇用された日から起算して3年を経過した日において、引き続き市内に住所を有し、かつ、継続して雇用されている場合	交付要件に該当200,000円額（その額が、000円を超える000,000円）り交付する。
新規雇用常用従業員（雇用期間の定めのない者に限る。）が、雇用された日から起算して3年を経過した日において、引き続き市内に住所を有し、かつ、継続して雇用されている場合	交付要件に該当200,000円額（その額が、000円を超える000,000円）り交付する。		

する者の数に
を乗じて得た
20,000,
ときは、20,
を、1回に限

を削り、同表従業員転入促進奨励金の項中「第6条第

1 項の規定による申請をする日」を「従業員転入促進奨励金の申請の日」に、「(その額が 1 0, 0 0 0, 0 0 0 円を超えるときは、1 0, 0 0 0, 0 0 0 円) を、1 回に限り」を「を、1 0, 0 0 0, 0 0 0 円を限度として、」に改め、同表太陽光発電設備設置奨励金の項中「出力値に出力 1 キロワット当たり 3 5 0, 0 0 0 円」を「設置に要した費用の額に 2 分の 1」に改め、同表太陽熱温水器設置奨励金の項及び雨水利用設備設置奨励金の項を削り、同表埋蔵文化財発掘調査奨励金の項の次に次のように加える。

社宅・社員寮建設等奨励金	従業員の居住を目的に、市内に共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）を建設し、又は取得した場合であって、次の各号のいずれにも該当するとき。 (1) 当該共同住宅等の建設又は取得に要した費用の額が 5 0, 0 0 0, 0 0 0 円を超え、かつ、当該共同住宅等の戸数が 4 戸以上であるとき。 (2) 当該共同住宅等の全戸数の 2 分の 1 以上に指定事業者新設等事業所に勤務する	交付要件に該当する共同住宅等の戸数に 5 0 0, 0 0 0 円（指定事業者新設等事業所が重点業種事業用新設等である場合にあっては、8 0 0, 0 0 0 円）を乗じて得た額を、1 0, 0 0 0, 0 0 0 円（指定事業者新設等事業所が重点業種事業用新設等である場合にあっては、2 0, 0 0 0, 0 0 0 円）を限度として、1 回に限り交付する。
---------------------	---	---

	常用従業員が入居し、かつ、当該従業員が社宅・社員寮建設等奨励金の申請の日において当該共同住宅等に住所を有するとき。	
--	--	--

別表従業員転入奨励金の項中「第 6 条第 2 項の規定による申請をする日」を「従業員転入奨励金の申請の日」に、「200,000 円」を「100,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第 5 条の規定による指定を受けた事業者に係る奨励金について適用し、同日前に改正前の熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例第 5 条の規定による指定を受けた事業者に係る奨励金については、なお従前の例による。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

社宅・社員寮建設等奨励金を設けるとともに、奨励金の種類及び交付額の見直しを行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第 1 1 3 号

熊谷市水道事業の布設工事監督者を配置する工事等を定める条例の一部を改正する条例

熊谷市水道事業の布設工事監督者を配置する工事等を定める条例（平成 2 5 年条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「水道に」を「水道等（水道、工業用水道、下水道、道路又は河川をいう。以下同じ。）に」に改め、「もの」の次に「（6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」を加え、同条第 8 号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5 年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 1 1 号とし、同条第 7 号中「第 2 号若しくは第 3 号に規定する課程及び科目又は第 5 号若しくは前号」を「第 3 号、第 4 号及び第 6 号から前号まで」に改め、「又は科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「もの」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の年数の 2 分の 1 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」を加え、同号を同条第 1 0 号とし、同条第 6 号中「中等教育学校」の次に「（以下「高等学校等」という。）」を、「者」の次に「（以下「第 8 号卒業者」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「もの」の次に「（3 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」を加え、同号を同条第 8 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (9) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後、8 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（4 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）

第 3 条第 5 号中「高等専門学校」の次に「（以下「短期大学等」とい

う。)」を、「者」の次に「(以下「第6号卒業者」という。)」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「もの」の次に「(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)」を加え、同号を同条第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (7) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、当該卒業をした(専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)

第3条第4号中「第2号卒業者又は第3号卒業者」を「第3号卒業者又は第4号卒業者」に、「第2号卒業者に」を「第3号卒業者に」に、「1年以上、第3号卒業者」を「2年以上、第4号卒業者」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、「もの」の次に「(第3号卒業者にあつては1年以上、第4号卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号中「土木工学科」を「機械工学科若しくは電気工学科」に、「これ」を「これら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する科目以外の科目」を削り、「第3号卒業者」を「第4号卒業者」に、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「もの」の次に「(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)」を加え、同号を同条第4号とし、同条第2号中「において衛生工学又は水道工学に関する科目」を削り、「第2号卒業者」を「第3号卒業者」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、「もの」の次に「(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)」を加え、同号を同条第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項

及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）

第４条第１号を次のように改める。

- (1) 技術士法第４条第１項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、１年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第４条中第６号を第８号とし、第５号を第７号とし、同条第４号中「第２号」を「第３号若しくは第４号」に、「科目又は」を「課程又は」に、「科目に」を「課程に」に、「科目を」を「課程を」に改め、同号を同条第６号とし、同条第３号中「前条第２号、第５号又は第６号」を「前条第３号、第６号又は第８号」に、「に関する科目」を「の課程」に、「科目以外」を「課程以外」に、「科目を」を「課程を」に、「同条第２号」を「同条第３号」に、「同条第５号」を「同条第６号」に、「同条第６号」を「同条第８号」に改め、同号を同条第５号とし、同条第２号中「前条第２号、第５号又は第６号」を「前条第３号、第６号又は第８号」に改め、「(土木工学を除く。)」を削り、「に関する科目又はこれらに相当する科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第２号」を「同条第３号」に、「同条第５号」を「同条第６号」に、「同条第６号」を「同条第８号」に改め、同号を同条第４号とし、第１号の次に次の２号を加える。

- (2) 建設業法施行令第３４条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であって、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 第３号卒業者、第６号卒業者又は第８号卒業者であって、当該

卒業をした（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）後、第３号卒業者にあっては３年以上、第６号卒業者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。）にあっては５年以上、第８号卒業者にあっては７年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

令和６年１１月２９日提出

熊谷市長 小林 哲 也

提案説明

「水道法施行令」等の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者が有すべき資格要件の見直しを行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第 1 1 4 号

熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

熊谷市個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

5 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者（本市の住民基本台帳に記録されていない者であって、基幹情報システムにおいて住民とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第 2 の 1 の項中

「医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの」

を

「医療保険
あって規
住登外者
能による
の管理に
「住登外
う。）で
るもの

給付関係情報で
規則で定めるもの

宛名番号管理機
住登外者の情報
関する情報（以下
者宛名情報」とい
あって規則で定め

に改め、同表の 2 の項及び 3 の項中

「医療保険給
あって規則

付関係情報で定めるもの	を	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの	に改め、同表の 4
-------------	---	---	-----------

の項中	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの	を	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
-----	---	---	---

に改め、同表に次のように加える。

5 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	特定個人番号利用事務に係る関係情報であって規則で定めるもの
		熊谷市こども医療費の助成に関する条例によるこども医療費の助成に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの
		熊谷市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務

		に係る関係情報であって規則で定めるもの
		熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者医療費助成金の支給に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	特定個人番号利用事務	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 4 日から施行する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

基幹情報システムの標準化に伴い、個人番号を利用できる事務として、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務等を定めたいので、この案を提出するものであります。

議案第 1 1 5 号

熊谷市駐車場事業特別会計条例を廃止する条例

熊谷市駐車場事業特別会計条例（平成 1 7 年条例第 6 1 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の熊谷市駐車場事業特別会計条例による熊谷市駐車場事業特別会計に係る令和 6 年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷市駐車場事業特別会計を廃止したいので、この案を提出するものであります。

議案第 1 1 6 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 名 称 | 準用河川新星川改修工事 |
| 2 | 場 所 | 熊谷市中央一丁目地内ほか |
| 3 | 概 要 | (1) 函渠工 ^{かんきょ}
(2) 護岸工
(3) その他 |
| 4 | 契 約 金 額 | 2 4 7 , 8 3 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 熊谷市久保島 1 8 3 3 番地
清水建設工業株式会社
代表取締役 清 水 英 樹 |

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

準用河川新星川改修工事の請負契約を締結したいので、この案を提出するものであります。

議案第 1 1 7 号

工事請負契約の締結についての変更について

工事請負契約の締結について（令和 6 年議決第 3 8 号）の一部を次のように変更することについて、議決を求める。

「4 契 約 金 額 4, 0 3 1, 8 1 9, 0 0 0 円」を

「4 契 約 金 額 4, 9 4 2, 0 5 8, 7 1 5 円」に変更する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業建設工事に係る請負契約の金額を増額したいので、この案を提出するものであります。

議案第 1 1 8 号

工事請負契約の締結についての変更について

工事請負契約の締結について（令和 6 年議決第 3 9 号・令和 6 年一部変更議決第 8 4 号）の一部を次のように変更することについて、議決を求める。

「4 契 約 金 額 3 6 4 , 2 1 0 , 0 0 0 円」を

「4 契 約 金 額 3 8 4 , 4 5 0 , 0 0 0 円」に変更する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷市立玉井小学校教室棟中校舎改修建築工事に係る請負契約の金額を増額したいので、この案を提出するものであります。

議案第 1 1 9 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を
求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市立市民体育館

熊谷市立大里体育館

熊谷市立江南体育館

熊谷市立籠原体育館

熊谷市立大里総合グラウンド

熊谷市立江南総合グラウンド

2 指定管理者となる団体

熊谷市桜木町二丁目 3 3 番地 5

公益財団法人 熊谷市スポーツ協会

会長 小 林 哲 也

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷市立市民体育館等の指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第 1 2 0 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市立コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

熊谷市弥藤吾 2 4 5 0 番地

社会福祉法人 熊谷市社会福祉協議会

会長 紫 藤 晃 男

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 9 月 3 0 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷市立コミュニティセンターの指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第 1 2 1 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市市民活動支援センター

2 指定管理者となる団体

熊谷市銀座一丁目 5 8 番地 コミュニティサロン「キューノ」
内

特定非営利活動法人 N P O くまがや

代表理事 宇 野 元 英

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 9 月 3 0 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷市市民活動支援センターの指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第 1 2 2 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

中央公園

熊谷荒川緑地

村岡荒川緑地

久下荒川緑地

2 指定管理者となる団体

熊谷市江南中央一丁目 1 番地

グリーントライアングル熊谷

代表団体 熊谷市江南中央一丁目 1 番地

公益社団法人 熊谷市シルバー人材センター

理事長 藤 原 清

構成団体 熊谷市大麻生 8 2 4 番地 1

特定非営利活動法人 グリーンアップ熊谷

理事長 高 橋 哲 男

構成団体 熊谷市石原 1 4 2 番地 3

株式会社 藍造園

代表取締役 宮 下 良 友

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

中央公園等の指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第 1 2 3 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を
求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市妻沼勤労福祉会館

2 指定管理者となる団体

熊谷市妻沼 1 7 0 6 番地 1

くまがや市商工会

会長 小 林 洋 一

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷市妻沼勤労福祉会館の指定管理者を指定したいので、この案を
提出するものであります。

議案第 1 2 4 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷文化創造館

熊谷市立大里生涯学習センター

熊谷市立江南総合文化会館

2 指定管理者となる団体

熊谷市拾六間 1 1 1 番地 1

公益財団法人 熊谷市文化振興財団

理事長 小 林 哲 也

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷文化創造館等の指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第 1 2 5 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

熊谷市スポーツ・文化村

2 指定管理者となる団体

さいたま市浦和区常盤五丁目 2 番 1 8 号

アイル・オーエンスグループ

代表団体 さいたま市浦和区常盤五丁目 2 番 1 8 号

アイル・コーポレーション株式会社

代表取締役 町 田 哲 雄

構成団体 東京都中央区銀座四丁目 1 2 番 1 5 号 歌舞伎座

タワー 2 0 階

株式会社 オーエンス

代表取締役 大 木 一 雄

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

熊谷市スポーツ・文化村の指定管理者を指定したいので、この案を提出するものであります。

議案第 1 2 6 号

市道路線の廃止について

道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 1 0 条第 3 項の規定により、
別紙記載の市道路線を廃止することについて、議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

提案説明

道路用地の売払いのため、市道路線を廃止したいので、この案を提出するものであります。

別紙

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	市道 90095 号線	万吉字下田 2 5 7 4 番 2 地先	
		万吉字下田 2 5 7 7 番地先	

